

申請、届出および報告事項

各種申請、届出および報告事項中、県の事業場に関係あるもののうち主なものは、次のとおりです。

1 労働基準法に基づく手続

(1) 労働基準法施行規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文
貯蓄金管理に関する協定届	1	労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合		2	労基法18条2項 労基則6条
解雇制限・解雇予告除外認定申請書	2 (p.1)	天災事変その他やむを得ない事由によって事業の継続が不可能となった場合であって、 1 職員が業務上負傷し、または疾病にかかり療養のため休業する期間およびその後30日間ならびに産前産後の休業（労基法65条）期間およびその後30日間において解雇しようとする場合 2 予告手当を支払わずに即時解雇しようとする場合	事前に	2	労基法19条2項 労基則7条
解雇予告除外認定申請書	3 (p.2)	労働者の責に帰すべき事由に基づいて、予告手当を支払わずに即時解雇しようとする場合	事前に	2	労基法20条1項 労基則7条
非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書・届	6 (p.3)	災害その他避けることのできない事由によって、時間外または休日に労働させようとする場合	事前に（事態急迫のため許可を受ける暇がない場合は事後遅滞なく）	2	労基法33条1項 労基則13条
時間外労働・休日労働に関する協定届	9 (p.4)	労働時間を延長する場合または休日労働をさせる場合（労基法別表に掲げる事業以外の事業および給特法2条2項に規定する教育職員に係る場合を除きます。）		2	労基法36条1項 労基則16条、17条 （労基法33条1項、給特法5条）
断続的な宿直または日直勤務許可申請書	10 (p.5)	断続的な宿直または日直の勤務をさせる場合	事前に	2	労基法41条3号 労基則23条
休憩自由利用除外許可申請書	13の5 (p.6)	児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設等に勤務する労働者で、児童と起居を共にする労働者について、自由利用を制限しようとする場合	事前に	2	労基法40条1項 労基則33条2項
監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	14 (p.7)	監視または断続的労働に従事する労働者について、労基法の労働時間、休憩および休日に関する規定の適用を除外しようとする場合	事前に	2	労基法41条3号 労基則34条

適用事業報告	23の2 (p.8)	相当の独立性を有すると認められる機関が新設された場合または従来から存在したが、独立性を認められなかった機関が相当の独立性を有すると認められるに至った場合	遅滞なく	1	労基法104条の2 労基則57条1項1号
預金管理状況報告	24	労働者の預金の受入れをする使用者が毎年3月31日以前1年間における預金の管理状況を報告する場合	毎年4月30日まで	1	労基法18条2項 労基則57条3項
時間外労働・休日労働に関する協定の更新協定届	任意	労基法36条1項に規定する協定を更新しようとする場合		2	労基法36条1項 労基則17条2項

(2) 事業附属寄宿舍規程関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 (様式集掲載ページ)	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (ボイラー側)
寄宿舍規則の届出	任意	事業の附属寄宿舍に職員を寄宿させるに際し、寄宿舍規則を作成し、または変更した場合	遅滞なく	2	労基法95条1項 寄宿舍規程1条の2
適用特例許可申請書	3	労基法別表第1第6号および第7号の事業の寄宿舍または常時10人に満たない職員を6か月を超える期間寄宿させる寄宿舍について、一定の基準の適用の特例を受けようとする場合	その時点	2	労基法96条 寄宿舍規程36条1項
寄宿舍設置・移転・変更届	1	常時10人以上の職員を就業させる事業等の事業附属寄宿舍を新たに設置し、または変更し、移転しようとする場合	工事着手14日前まで	2	労基法96条の2第1項 寄宿舍規程3条の2第1項

2 労働安全衛生法に基づく手続

(1) 労働安全衛生規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (安衛則)
総括安全衛生管理者選任報告	3	安衛令2条に該当する事業場で総括安全衛生管理者を選任した場合	選任後遅滞なく	正1 写1	2条2項
衛生管理者選任報告	3	常時50人以上の労働者を使用する事業場で衛生管理者を選任した場合	選任後遅滞なく	正1 写1	7条2項
産業医選任報告	3	常時50人以上の労働者を使用する事業場で産業医を選任した場合	選任後遅滞なく	正1 写1	13条2項
定期健康診断結果報告書	6	常時50人以上の労働者を使用する事業場で定期健康診断を行った場合	実施後遅滞なく	正1 写1	52条
建築物、機械等設置・移転・変更届	20 (p.9)	安衛則別表第7上欄に掲げる機械等を設置し、もしくは移転し、またはこれらの主要構造部分を変更する場合	工事開始の30日前まで	正1 写1	85条1項、 86条1項
事故報告書	22 (p.10)	事業場またはその他附属建設物内で火災、爆発、建物等の事故等が発生した場合等	事故発生後遅滞なく	正1 写1	96条1項
労働者死傷病報告 (4日以上)	23	労働者が労働災害その他就業中または事業場内、附属建設物内で負傷、窒息または急性中毒により死亡し、または4日以上休業した場合	事故発生後遅滞なく	正1 写1	97条1項
労働者死傷病報告 (4日未満)	24 (p.11)	上記の場合で、休業日数が4日未満の場合	・1月～3月分 4月末日 ・4月～6月分 7月末日 ・7月～9月分 10月末日 ・10月～12月分 翌年1月末日	正1 写1	97条2項

(2) ボイラー及び圧力容器安全規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (ボイラー則)
ボイラー明細書	3 (p. 12～p. 14)	構造検査もしくは使用検査を受けようとする場合またはボイラーを設置しようとする場合	左の届をす るときに添 付	正1 写1	5条、 10条～12条
ボイラー設置届	11 (p. 15)	ボイラー（移動式ボイラーを除きます。） を設置しようとする場合	工事開始の 30日前まで	正1 写1	10条
ボイラー、第一種圧 力容器落成検査申請 書	15 (p. 16)	ボイラーまたは第一種圧力容器 を設置した事業者が落成検査を 受けようとする場合		正1 写1	14条3項、 59条3項
ボイラー、第一種圧 力容器検査証再交 付・書替申請書	16 (p. 17)	ボイラーまたは第一種圧力容器を設置し ている者が検査証を滅失し、または損傷し た場合	遅滞なく	2	15条2項、60条2項
		設置されたボイラーまたは第一種圧力容 器に関して事業者に変更があった場合	変更後10日 以内		44条1項、79条
ボイラー、第一種圧 力容器性能検査申請 書	19 登録性能検査 機関様式指定	ボイラーまたは第一種圧力容器の当該検 査証の有効期間の更新を受けようとする 場合 ※ 登録性能検査機関実施初回の更新時には各機 関へ連絡すること、以後当該機関から申請書が送 付されます。		正1 写1 登録性能 検査機 関への 提出の こと	39条
ボイラー、第一種圧 力容器変更届	20 (p. 18)	ボイラーまたは第一種圧力容器の主要構 造部分を変更しようとする場合	工事開始の 30日前まで	正1 写1	41条1項、76条1項
ボイラー、第一種圧 力容器変更検査申請 書	21 (p. 19)	ボイラーまたは第一種圧力容器の主要構 造部分を変更した事業者が変更検査を受 けようとする場合		正1 写1	42条2項、77条2項
ボイラー、第一種圧 力容器使用再開検査 申請書	22 (p. 20)	使用を休止したボイラーまたは第一種圧 力容器を再び使用する場合		正1 写1	46条2項、81条2項
事故報告書	22 (p. 10)	1 ボイラー（小型ボイラーを除きます。） の破裂、煙道ガスの爆発またはこれらに準 ずる事故が発生した場合 2 小型ボイラー、第一種圧力容器および 第二種圧力容器の破裂の事故が発生した 場合	事故発生後 遅滞なく	正1 写1	安衛則96条1項 2号、3号
第一種圧力容器 明細書	23 (p. 21)	構造検査もしくは使用検査を受けよう とする場合または第一種圧力容器を設置し ようとする場合	左の届をす るときに添 付	正1 写1	51条、56条、57条
第一種圧力容器設置 届	24 (p. 22)	第一種圧力容器を設置しよう とする場合	工事開始の 30日前まで	正1 写1	56条1項
小型ボイラー設置報 告書	26 (p. 23)	小型ボイラーを設置した場合	設置後遅滞 なく	正1 写1	91条
ボイラー、第一種圧 力容器休止報告書	任意参考例 (p. 24)	ボイラーまたは第一種圧力容器の使用を 休止しようとする場合で、その休止期間が 検査証の有効期間を経過した後にわたる 場合	検査証の有 効期間中	1	45条、80条
ボイラー、第一種圧 力容器検査証の返還	任意参考例 (p. 24)	ボイラーまたは第一種圧力容器の使用を 廃止した場合	廃止後遅滞 なく	1	48条、83条
ボイラー、第一種圧 力容器検査証更新申 請書	任意参考例 (p. 25)	検査証の記載欄が満了となった場合	その時点	1	

(参 考)

記録の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	記録が必要な場合	根拠条文 (ボイラー則)
ボイラー定期 自主検査記録	任意参考例 (p. 26)	ボイラーまたは小型ボイラーの定期自主検査を行った場合	32条 3 項、94条 3 項
圧力容器定期 自主検査記録	任意参考例 (p. 27)	第一種圧力容器、第二種圧力容器または 小型圧力容器の定期自主検査を行った場合	67条 3 項、88条 3 項、 94条 3 項

(3) クレーン等安全規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 様式集 掲載ページ	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (クレーン則)
クレーン設置届	2 (p. 28)	特定機械であるクレーンを設置しようとする場合	工事開始の 30日前まで	正1 写1	5条1項
クレーン・デリック 等落成検査申請書	4 (p. 29)	特定機械であるクレーンまたはデリック 等を設置した事業者が落成検査を受けよ うとする場合		正1 写1	6条6項、97条4項、 141条4項、175条4 項
クレーン・デリック 等検査証再交付・書 替申請書	8 (p. 30)	クレーン検査証またはデリック検査証等 を滅失し、または損傷した場合	遅滞なく	正1 写1	9条2項、59条2項、 99条2項、143条2 項、177条2項
		クレーンまたはデリック等を設置してい る事業者に変更があった場合	異動後10日 以内		9条3項、59条3項、 99条3項、143条3 項、177条3項
クレーン・移動式ク レーン設置報告書	9 (p. 31)	特定機械である移動式クレーンまたは小型ク レーンを設置しようとする場合	あらかじめ	正1 写1	11条、61条
クレーン等性能検査 申請書	11 登録性能検査 機関様式指定	特定機械であるクレーン、移動式クレーン またはデリックの当該検査証の有効期間 の更新を受けようとする場合 ※ 登録性能検査機関実施		正1 写1 登録性能 検査機関 へ提出の こと	41条、82条、126条
クレーン等変更届	12 (p. 32)	特定機械であるクレーン、移動式クレーン またはデリック等の主要構造部分を変更 しようとする場合	工事開始の 30日前まで	正1 写1	44条、85条1項、129 条1項、163条1項、 197条1項
クレーン等変更 検査申請書	13 (p. 33)	特定機械であるクレーン、移動式クレーン またはデリック等の主要構造部分を変更 した事業者が変更検査を受けようとする 場合		正1 写1	45条3項、86条3項、 130条3項、164条3 項、198条3項
クレーン等使用 再開検査申請書	14 (p. 34)	使用を休止した特定機械であるクレーン、 移動式クレーンまたはデリック等を再び 使用する場合		正1 写1	49条3項、90条3項、 134条3項、168条3 項
事故報告書	22 (p. 10)	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレ ベーター、建設用リフト、簡易リフトで一 定の事故が発生した場合	事故発生後 遅滞なく	正1 写1	安衛則96条1項 4号～9号
デリック設置届	23	特定機械であるデリックを設置しようとし る場合	工事開始の 30日前まで	正1 写1	96条1項
デリック設置報告書	25	小型のデリックを設置しようとする場合	あらかじめ	正1写	101条
クレーン等休止 報告書	任意参考例 (p. 35)	特定機械であるクレーン、移動式クレーン またはデリック等の使用を休止しようとし る場合で、その休止期間が検査証の有効 期間を経過した後にわたる場合	検査証の有 効期間中	1	48条、89条、133条、 167条
クレーン等検査証の 返還	任意参考例 (p. 35)	特定機械であるクレーン、移動式クレーン またはデリック等の使用を廃止した場合 または当該機械を小型に変更した場合	廃止後遅滞 なく	1	52条、93条、137条、 171条、201条

(4) ゴンドラ安全規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 (掲載ページ)	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (ゴンドラ則)
ゴンドラ設置届	10 (p. 36)	ゴンドラを設置しようとする場合	工事開始の 30日前まで	正1 写1	10条
ゴンドラ変更届	12 (p. 37)	ゴンドラの主要構造部分を変更しようとする場合	工事開始の 30日前まで	正1 写1	28条1項
ゴンドラ変更検査申請書	13 (p. 38)	ゴンドラの主要構造部分に変更を加えた事業者が変更検査を受けようとする場合		正1 写1	29条4項
ゴンドラ使用再開検査申請書	14 (p. 39)	使用を休止したゴンドラを再び使用する場合		正1 写1	33条3項
事故報告書	22 (p. 10)	ゴンドラの次の事故が発生した場合 1 逸走、転倒、落下またはアームの折損 2 ワイヤロープの切断	事故発生後 遅滞なく	正1 写1	安衛則96条 1項10号
ゴンドラ休止報告書	任意	ゴンドラの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	検査証の有効期間中	1	32条
ゴンドラ検査証の返還	任意	ゴンドラの使用を廃止した場合	廃止後遅滞なく	1	36条

(5) 有機溶剤中毒予防規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	。手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (有機則)
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請書	1 (p. 40)	有機則1条1項6号ハからルまでの業務に労働者を従事させる場合で、有機則3条1項各号のいずれかに該当し、適用除外の認定を受けようとするとき	左の条件に該当するとき	正1 写1	4条1項
局所排気装置設置等特例許可申請書	2 (p. 41)	有機溶剤の蒸気の発散面が広いため、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置およびプッシュプル型換気装置の設置が困難な場合で、これらの設備を設けないことについて許可を受けようとする場合	左の条件に該当するとき	正1 写1	13条2項
有機溶剤等健康診断結果報告書	3の2	屋内作業場等における有機溶剤業務(有機則3条1項の場合における同項の業務を除きます。)に常時従事する職員の特殊健康診断を行った場合	実施後遅滞なく	正1 写1	30条の3
有機溶剤等健康診断特例許可申請書	4 (p. 42)	医師による特別の項目についての健康診断を3年以上行い、その間、当該健康診断の結果、新たに有機溶剤による異常所見があると認められる労働者が発見されなかった場合で、その後における健康診断、その記録の作成および保存ならびに医師からの意見聴取を行わなくてもよい旨の許可を受けようとする場合	その時点	正1 写1	31条2項
建設物、機械等の設置・移転・変更届	20 (p. 1)	有機則5条または6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置を設置し、移転し、またはこれらの主要構造部分を変更しようとする場合	工事開始の30日前まで	正1 写1	安衛則86条
局所排気装置摘要書	25 (p. 43)	局所排気装置に関する場合は、この摘要書を添付する。			
プッシュプル型換気装置摘要書	26 (p. 44)	プッシュプル型換気装置に関する場合は、この摘要書を添付する。			
有機則一部適用除外業務の適用業務への変更報告	任意	一部適用除外認定に係る業務が有機則3条1項各号のいずれかに該当しなくなった場合	遅滞なく	1	4条3項
有機溶剤等健康診断特例許可申請書等記載事項変更報告	任意	有機溶剤等健康診断特例許可申請書および添付書類の記載事項に変更が生じた場合	変更後遅滞なく	1	31条4項

(6) 鉛中毒予防規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (鉛 則)	
鉛業務一部適用除外認定申請書	1 (p. 45)	鉛則 2 条に定める業務であって、鉛則の一部適用除外の認定を受けようとする場合	左の条件に該当するとき	正 1 写 1	4 条 1 項	
鉛健康診断結果報告書	3	健康診断（定期のものに限ります。）を行った場合	実施後遅滞なく	正 1 写 1	55 条	
建設物、機械等の設置・移転・変更届	20 (p. 1)	鉛則 2 条、5 条から 15 条までおよび 17 条から 20 条までに規定する鉛等または焼結鉱等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置し、もしくは移転し、またはこれらの主要構造部分を変更しようとする場合	工事開始の 30 日前まで	正 1 写 1	安衛則 86 条	
	局所排気装置摘要書	25 (p. 43)				局所排気装置に関する場合は、この摘要書を添付する。
	プッシュプル型換気装置摘要書	26 (p. 44)				プッシュプル型換気装置に関する場合は、この摘要書を添付する。
鉛業務一部適用除外認定申請書等記載事項変更報告	任意	鉛業務一部適用除外認定申請書または作業場の見取図に記載された事項に変更が生じた場合	遅滞なく	1	4 条 3 項	

(7) 四アルキル鉛中毒予防規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (四鉛則)
四アルキル鉛健康診断結果報告書	3	健康診断（定期のものに限ります。）を行った場合	実施後遅滞なく	正 1 写 1	24 条
建設物、機械等の設置・移転・変更届	20 (p. 1)	安衛令別表第 5 第 2 号に掲げる業務に用いる機械または装置を設置し、もしくは移転し、またはこれらの主要構造部分を変更しようとする場合	工事開始の 30 日前まで	正 1 写 1	安衛則 86 条

(8) 特定化学物質障害予防規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (特化則)
特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書	1 (p. 46)	作業場の空気中における第二類物質のガス、蒸気または粉じんの濃度が常態として有害な程度になるおそれがないとして、適用除外の認定を受けようとする場合	左の条件に該当する場合	正1 写1	6条2項
特定化学物質健康診断結果報告書	3	健康診断（定期のものに限ります。）を行った場合	実施後遅滞なく	正1 写1	41条
特別管理物質関係記録等報告書	11 (p. 47)	特別管理物質を製造し、または取り扱う事業者が、事業を廃止しようとする場合	その時点	正1 写1	53条
建設物、機械等の設置・移転・変更届	20 (p. 1)	次の建設物または機械等を設置し、もしくは移転し、またはこれらの主要構造部分を変更しようとする場合 1 特化則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質または特化則第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備 2 安衛令第9条の3第2号の特定化学設備およびその附属設備 3 特定第二類物質または特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気または粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備 4 特化則10条第1項の排ガス処理装置であって、アクロレインに係るもの 5 特化則第11条第1項の排液処理装置 6 特化則第38条の17第1項の1・3-ブタジエン等に係る発生抑制の設備 7 特化則第38条の18第1項の硫酸ジエチル等に係る発生抑制の設備 8 特化則第38条の19の1・3-プロパンスルトン等に係る設備およびその附属設備	工事開始の30日前	正1 写1	安衛則86条
局所排気装置摘要書	25 (p. 43)	局所排気装置に関する場合は、この摘要書を添付する。			
プッシュプル型換気装置摘要書	26 (p. 44)	プッシュプル型換気装置に関する場合は、この摘要書を添付する。			
認定申請書等記載事項変更報告	任意	一部適用除外認定を受けた申請書または作業場の見取図に記載された事項に変更が生じた場合	遅滞なく	1	6条4項

(9) 高気圧作業安全衛生規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (高気圧則)
高気圧業務健康診断結果報告書	2	健康診断（定期のものに限ります。）を行った場合	実施後遅滞なく	正1 写1	40条

(10) 電離放射線障害防止規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (電離則)
電離放射線健康診断結果報告書	2	健康診断（定期のものに限ります。）を行った場合	実地後遅滞なく	正1 写1	58条
ガンマ線透過写真撮影作業届	6 (p.48)	透過写真撮影用ガンマ線照射装置を自己の事業場以外の場所で使用して作業を行う場合	あらかじめ	正1 写1	61条
建築物、機械等の設置・移転・変更届	20 (p.1)	電離則第15条第1項の放射線装置、同項の放射線装置室、電離則第22条第2項の放射性物質取扱作業室または電離則第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設を設置し、もしくは移転し、またはこれらの主要構造部分を変更しようとする場合	工事開始の30日	正1 写1	安衛則86条
放射線装置摘要書	27 (p.49)	電離則第15条第1項の放射線装置に関する場合は、この摘要書を添付する。			
放射線装置室等摘要書	28	電離則第15条第1項の放射線装置室、電離則第22条第2項の放射性物質取扱作業室または電離則第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設に関する場合は、この摘要書を添付する。			
事故報告	任意	電離則第42条第1項各号のいずれかに該当する事故が発生した場合	事故発生後速やかに	1	43条
放射線障害報告	任意	電離則第44条第1項各号のいずれかに該当する者があるとき	速やかに	1	44条2項

(11) 酸素欠乏症等防止規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (酸素欠乏)
事故報告	任意	労働者が酸素欠乏症等にかかった場合または酸素欠乏第24条第1項の調査の結果、酸素欠乏の空気が漏出している場合	事故発生後 遅滞なく	1	29条

(12) 事務所衛生基準規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文
建設物、機械等の設置・移転・変更届	20 (p. 1)	事務所則第5条の空気調和設備または機械換気設備で中央管理方式のものを設置し、もしくは移転し、またはこれらの主要構造部分を変更しようとする場合	工事開始の 30日前まで	正1 写1	安衛則86条

(参 考)

記 録	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	記録が必要な場合	保存期間	根拠条文 (事務所則)
空気調和設備 定期点検記録	任意	機械による換気のための設備の定期自主検査を行った場合	3年	9条

(13) 粉じん障害防止規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (粉じん則)
粉じん障害防止規則 一部適用除外認定申請書	2 (p. 50)	特定粉じん作業を行う場合において作業場の構造、作業の性質等により粉じん則第4条の措置を講ずることが著しく困難であるとの認定を受けようとする場合	その時点	正1 写1	9条2項
建設物、機械等の設置・移転・変更届	20	次の機械等を設置し、もしくは移転し、または、これらの主要構造部分を変更する場合 1 粉じん則別表第2第6号および第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械または設備ならびに同表第14号の型ばらし装置 2 粉じん則第4条または第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置またはプッシュプル型換気装置	工事開始の 30日前まで	正1 写1	安衛則86条
局所排気装置摘要書	25 (p. 43)	局所排気装置に関する場合は、この摘要書を添付する。			
プッシュプル型換気装置摘要書	26 (p. 44)	プッシュプル型換気装置に関する場合は、この摘要書を添付する。			

(14) 石綿障害予防規則関係

報告、届出、申請の種類	様式番号 〔様式集 掲載ページ〕	手続が必要な場合	提出時期	提出部数	根拠条文 (石綿則)
建築物解体等 作業届	1	壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が貼り付けられた建築物、工作物または船舶の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限りです。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業その他これに類する作業を行うとき	あらかじめ	正1 写1	5条1項
建設物、機械等の設置・移転・変更届	20 (p.1)	石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備を設置し、もしくは移転し、または、これらの主要構造部分を変更する場合	工事開始の 30日前まで	正1 写1	安衛則86条
局所排気装置摘要書	25 (p.43)	局所排気装置に関する場合は、この摘要書を添付する。			
プッシュプル型換気装置摘要書	26 (p.44)	プッシュプル型換気装置に関する場合は、この摘要書を添付する。			
石綿健康診断結果報告書	3	健康診断（定期のものに限りです。）を行った場合	実施後遅滞なく	正1 写1	43条
石綿関係記録等報告書	6 (p.51)	石綿等を製造し、または取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするとき	その時点	正1 写1	49条